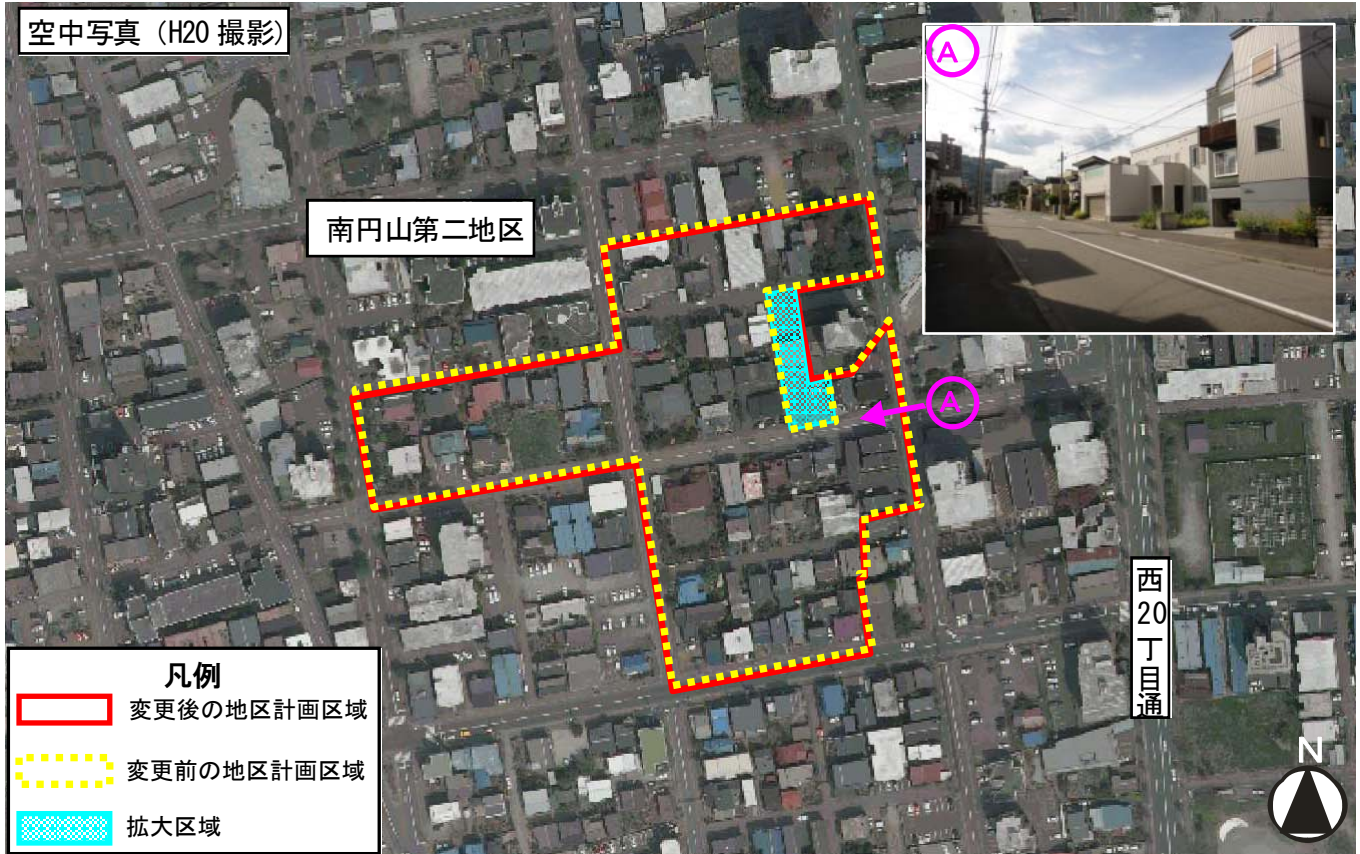


## □南円山第二地区地区計画の変更について



### 1 都市計画変更の内容

- (1) 位置：札幌市中央区南5条西21丁目、南5条西22丁目及び南6条西21丁目の各一部
- (2) 都市計画変更の内容
  - ・南円山第二地区地区計画区域を拡大し、地区整備計画（建築物の高さの最高限度を15mとする）を定める。

### 2 経緯

- (1) 決定経緯
  - ・住環境を維持・保全するため、地区計画策定の都市計画提案などを目的として平成19年8月に地域住民から成る「南円山の未来を考える会」が発足した。
  - ・都市計画提案を受け、南円山第二地区地区計画の決定が必要と判断し、平成20年5月に都市計画審議会に諮問を行った。
  - ・平成20年6月に「南円山第二地区地区計画」を決定した。
- (2) 変更経緯
  - ・今回拡大の対象とする区域は、地区計画決定時にマンション建設が計画されていたが、決定後に土地所有者が変わり、戸建住宅が数軒建設された。

### 3 地区計画変更の理由

- ・今回拡大の対象とする区域の土地所有者から地区計画への賛同が得られたため、周辺と一体的な住環境の維持・保全が図られるよう、地区計画区域の拡大変更を行う。